

3 災害公営住宅の整備について

1 整備の背景

岩手県では、東日本大震災により被災され、みなし仮設住宅等に避難されている被災者に対し、本年1月から8月までの間に、内陸部に整備する災害公営住宅に関する意向調査を実施しました。その調査結果に基づき、本市が事業主体となり25戸を目途とする災害公営住宅整備事業を実施することといたしました。

2 整備概要

本市が25戸を目途とする災害公営住宅を集合住宅として整備するほか、集会所と必要な駐車場整備を行う計画です。

また、災害公営住宅の一部に市単独事業による店舗誘致を、さらに、新たに地域優良賃貸住宅の整備を検討し、地域周辺的生活利便性の向上と市中心部における居住誘導にも取り組むことを検討しております。

3 整備区域

花巻市立地適正化計画に定めた居住誘導区域内のうち、生活サービスや公共機関、公共交通機関、医療機関等との近接性など、生活利便性の高い場所を優先する必要から、上町付近を候補地として調査中です。

4 スケジュール（整備事業）

平成29年1月中に基本設計、用地測量、現況測量、造成設計の発注を行い、用地取得並びに実施設計については、平成29年1月の第17回復興交付金申請に申請する予定として復興庁協議に入っております。

建築工事については、引き続き復興庁と協議し、申請・実施時期を決定いたします。

5 活用する制度（財源）

災害公営住宅整備事業は、「東日本大震災復興交付金制度要綱」に基づく復興交付金事業に位置付けられ、基幹事業として行う用地取得や建物の建築工事等については補助率8分の7、効果促進事業として行う駐車場の整備費等については補助率5分の4の国費が充当されます。

また、地域優良賃貸住宅の整備については、社会資本総合交付金の補助率2分の1の範囲内で国費が充当される事業となっています。

店舗については市単独費での整備となります。

※地域優良賃貸住宅

高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯、地域住宅計画（県が作成）で定める方などのうち、自治体で特に居住の安定が必要と考える世帯のための住宅で、入居要件は、原則として月収38万7千円以下の世帯。